

平成十四年厚生労働省令第百六十六号

里親が行う養育に関する最低基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）

第四十五条第一項の規定に基づき、里親が行う養育に関する最低基準を次のように定める。

(一)の府令の趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十号。以下「法」という。）第二十七条第一項

第三号の規定により里親に委託された児童（以下「委託児童」という。）について里親が行う

養育に関する最低基準（以下「最低基準」とい

う。）は、この府令の定めるところによる。

(最低基準の向上)

第二条 都道府県知事は、その管理に属する法

八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会

(社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第十二条第一項の規定により同法第七条第一項

に規定する地方社会福祉審議会（以下「の項に

おいて「地方社会福祉審議会」という。）に児

童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県

にあつては、地方社会福祉審議会の意見を聴

いて、その監督に属する里親に対し、最低基準

を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させ

るよう、指導又は助言をすることができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

「指定都市」という。）にあつては、前項中「都

道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と、
「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読

み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市

（以下「児童相談所設置市」という。）にあつて

は、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「児

童相談所設置市の長」と、「法第八条第二項に

規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法

（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一

項の規定により同法第七条第一項に規定する地

方社会福祉審議会（以下この項において「地方

社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する

事務を調査審議させる都道府県にあつては、

よう努めるものとする。

（最低基準と里親）

第三条 里親は、最低基準を超えて、常に、そ

れ行う養育の内容を向上させるように努めなけれ

(養育の一般原則)

里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

2 里親は、前項の養育を効果的に行うため、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(児童を平等に養育する原則)

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によつて、差別的な養育をしてはならない。

(虐待等の禁止)

里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該委託児童の身心に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(教育)

里親は、委託児童に対し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

(健康管理等)

里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探らなければならぬ。

(苦情等への対応)

里親は、その行つた養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(記録の整備)

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持)

里親は、正當な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(自立支援計画の遵守)

里親は、児童相談所長があらかじめ作成する自立支援計画（法第十二条第一項第二号ト（5）に規定する計画をいう。）に従つて、委託児童に取得させること。

(委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。)

四 当該委託児童の委託が解除された場合に

は、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委

託児童に取得させること。

(自立支援計画の遵守)

里親は、児童相談所長があらかじめ作成する自立支援計画（法第十二条第一項第二号ト（5）に規定する計画をいう。）に従つて、委託児童に取得させること。

(委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。)

三 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

二 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨

に従つて用いること。

(金銭」という。)をその他の財産と区分する

受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

(養育する委託児童の年齢)

（年齢）

（年齢）

（年齢）

（年齢）

（年齢）

（年齢）

（年齢）

（年齢）

（年齢）

含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分する

受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

(養育する委託児童の年齢)

（年齢）

一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

(年齢)

（年齢）

託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

附 則

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則

（平成一六年三月一五日厚生労働省令第二十七号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

（平成一六年一月二月二四日厚生労働省令第一七八号）抄
（施行期日）
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則

（平成一七年二月一五日厚生労働省令第三二号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定は、同日以後に児童福祉司として任用しようとする者について適用する。

附 則

（平成一八年三月三一日厚生労働省令第八九号）抄
（施行期日）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

（平成二一年三月一六日厚生労働省令第三七号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

（平成二一年三月一六日厚生労働省令第一五六〇号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

（平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二三三号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則

（平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二三三号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

（平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二三三号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二八日厚生労働省令第一五七号）
この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年三月二九日厚生労働省令第四九号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第三八号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二七日厚生労働省令第四九号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二七日厚生労働省令第四九号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄
（施行期日）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月一六日厚生労働省令第一六七号）
（施行期日）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄
（施行期日）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月一四日内閣府令第七二号）抄
（施行期日）
この府令は、令和六年四月一日から施行する。